

障 第 855 号
平成26年 8 月25日

障害福祉サービス事業者 様
障害者支援施設の長 様
障害児通所支援事業者 様
児童福祉施設の長 様
指定医療機関の長 様
児童相談所長 様
地域振興局健康福祉(環境)部長 様

新潟県福祉保健部長

施設入所児・者等の事故等が発生した場合の報告について（通知）

標記については、平成18年 8 月28日付け障第515号「施設入所児・者等の事故防止対策等の徹底について（通知）」により報告いただいているところですが、別紙1のとおり報告先等の整理をいたしましたので、今後はこのとおり報告願います。

なお、感染症・食中毒の報告については、従前通りであり、変更はありません。

また、本通知については、新潟市福祉部障がい福祉課と協議済みであることを申し添えます。

新潟県福祉保健部障害福祉課

自立支援係 025-280-5918（直通）

在宅支援係 025-280-5228（直通）

施設管理係 025-280-5210（直通）

025-283-2062（FAX）

新潟県福祉保健部児童家庭課

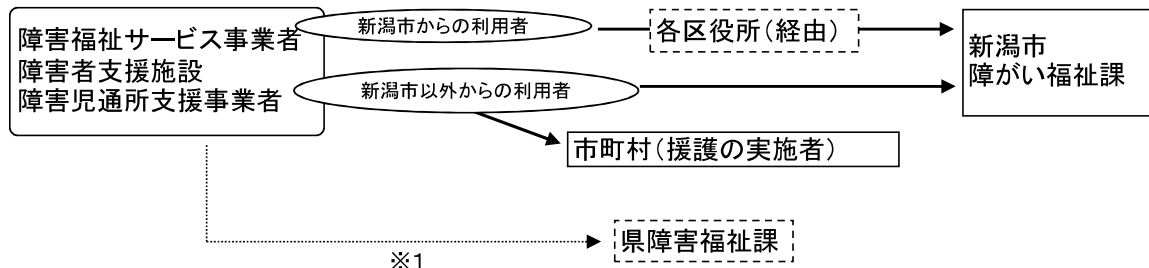
家庭福祉係 025-280-5926（直通）

025-281-3641（FAX）

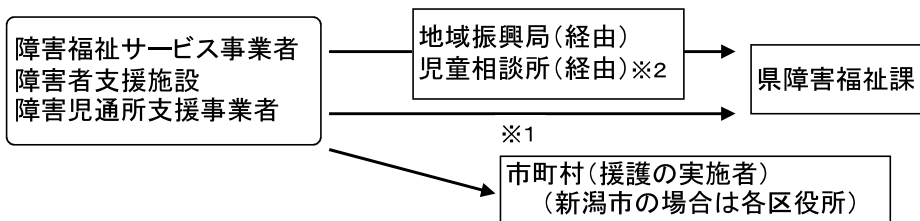
【障害福祉関係施設・事業所の事故報告の流れ】

1 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者の場合
指定権者と援護の実施者へそれぞれ報告する。

①新潟市所在の事業所(指定権者…新潟市)



②新潟市外所在の事業所(指定権者…県)

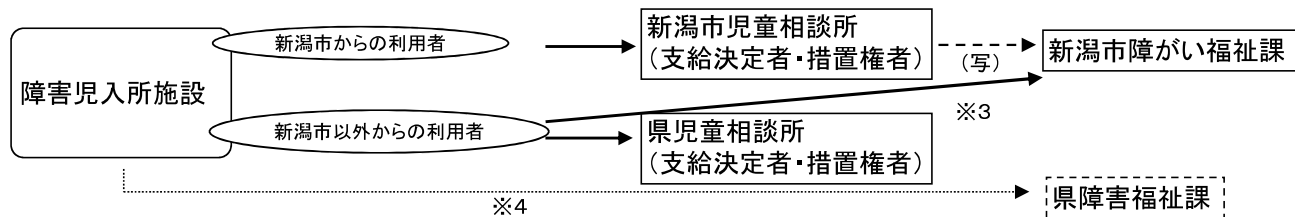


※1 県立施設は県障害福祉課へ別途報告する。
 ※2 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設は地域振興局(経由)、
 障害児通所支援事業者は児童相談所(経由)で報告する。

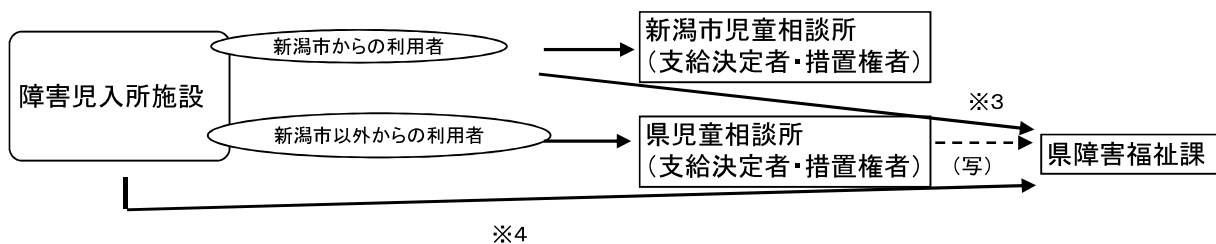
2 障害児入所施設の場合

支給決定・措置決定権者に報告し、児童相談所は指定権者に写しを送付する。
 支給決定・措置決定権者が指定権者と異なる場合、施設は指定権者に別途報告する(※3)。

①新潟市所在の事業所(指定権者…新潟市)



②新潟市外所在の事業所(指定権者…県)



※4 県立施設は県障害福祉課へ別途報告する。
 (②については、県児相から障害福祉課への写しの送付は不要。)

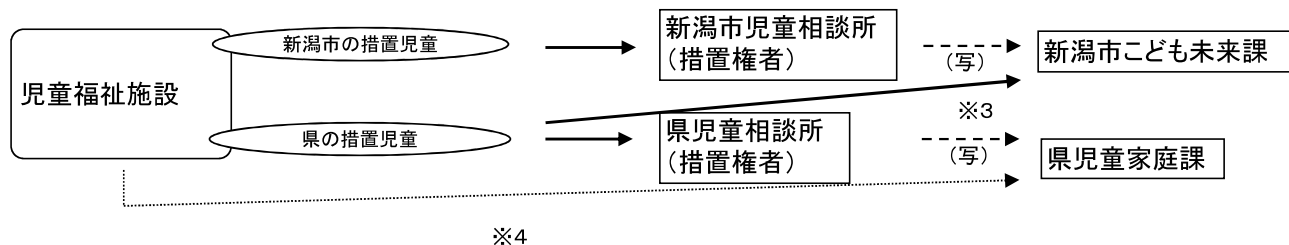
【障害児施設・事業者以外の児童福祉施設の事故報告の流れ】

1 母子生活支援施設以外の児童福祉施設の場合

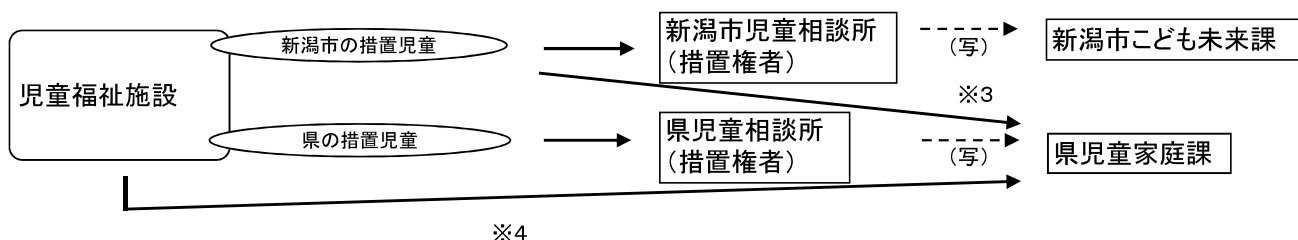
措置権者(児童相談所)に報告し、児童相談所はそれぞれの所管課に写しを送付する。

措置権者(児童相談所)の所管課が施設の所管課と異なる場合、施設は施設の所管課に別途報告する(※3)。

①新潟市所在の施設(所管…新潟市)



②新潟市外所在の施設(所管…県)

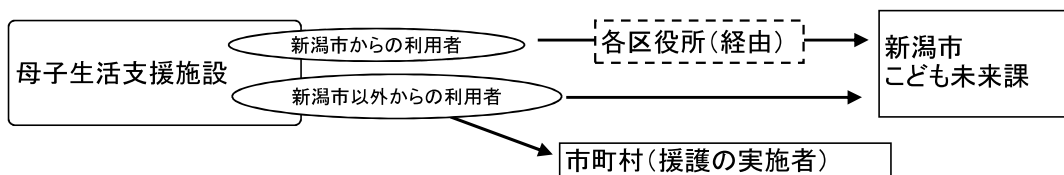


※4 県立施設の場合、対象児童の措置権者に関わらず、県児童家庭課に別途報告する。
(県児相から児童家庭課への写しの送付は不要)

2 母子生活支援施設の場合

施設の所管課(新潟市所在施設は新潟市こども未来課、市外所在施設は県児童家庭課)と援護の実施者へそれぞれ報告する。

①新潟市所在の事業所



②新潟市外所在の事業所

